

## 閲覧所の制限の一部解除について

令和2年5月20日から再開している閲覧所に付している制限において、「府県をまたいだ移動による閲覧を控えること。」については、令和2年6月2日(火)から解除することといたします。

なお、感染拡大防止のため、引き続き、以下の閲覧制限は継続させていただきますので、御協力をお願いします。

○閲覧申請は1人1回10件までとします。引き続き閲覧申請をされる場合は、お待ちの方を優先します。

○マスクの着用をお願いします（マスクを着用していない方は閲覧できません。）。

○密を避けるため閲覧カウンターは2名までとします。

なお、閲覧時間は9時30分から17時00分まで、閲覧申請受付時間は9時30分から11時30分まで、13時00分から16時30分までです。